

福井市要保護児童対策地域協議会（体系図）

構成機関

学識経験者

警察・弁護士会

福井県児童・女性相談所

民生児童委員協議会

児童福祉関係機関

学校・教育委員会

保育園・幼稚園等

医療・保健機関

保健所（精神保健）

人権関係機関

行政機関

代表者会議 年1回(7月)

要対協構成機関の代表者による会議

《役割》

- ・要保護児童等への理解
- ・要対協の現状と各機関の役割について共有
- ・より効果的な支援体制について、全体で確認し、連携について協議

実務者会議 年1回(11月)

要対協構成機関の実務者による会議

《役割》

- ・支援を行っているケースの総合的把握
- ・事例を用いた連携方法の検討
- ・ネットワークづくり

実務者運営会議(月1回)

実務者によるケースの進行管理会議

【三者会議(年6回:偶数月)】

福井県児童・女性相談所、こども家庭センター、こども家庭センター分室の三者による会議

《役割》

- ・支援対象児童等の実態把握
- ・新規ケース、終結ケースの協議
- ・継続支援ケースの支援方針の見直し

【七者会議(年6回:奇数月)】

上記三者、こども保育課、障がい福祉課、生活支援課、学校教育課の七者による会議

《役割》

- ・支援状況を共有、連携と役割分担の確認
- ・各分野の支援状況を確認
- ・終結ケースの確認

個別ケース検討会議(随時開催)

直接支援に携わっている担当者による会議

《役割》

- ・個々のケースの情報共有、問題点の確認、具体的な支援方針の確立、役割分担

調整機関:福井市こども家庭センター